

## 【2015年9月以前の閣議決定案件に適用】

### 1. 設計変更について

1. 無償資金協力事業において、受注コンサルタントは入札図書と施工結果に変化が生じる変更を承認する場合には、「無償資金協力事業におけるコンサルタント業務の手引き」を参照の上、設計変更の手続きを行う必要があります。
2. JICA は、コンサルタントから申請のありました設計変更について、変更の経緯、内容及び金額について把握し、承認します。

### 2. 設計変更にかかる留意点

1. 申請時に網羅すべき事項は以下のとおりです；
  1. 変更内容
  2. 変更の理由
  3. コンサルタントの技術的見解
  4. 積算根拠(変更の概要、変更項目、数量、単価、積算根拠)
  5. 要請内容の妥当性(先方政府の要請の有無、調査時の設計方針との整合等)
2. 申請の時期は変更内容により、二つの時期を想定しています。
  1. 大幅な設計変更は、当該部分の**施工着手前に申請し JICA の承認を得ることが必要**。
  2. 軽微な変更は受注コンサルタントの判断と責任により、当該部分の**施工実施(開始)後の事後申請**を可とする。
3. 大幅な変更に係る事前申請については、申請・承認の適正化・迅速化を図る観点から1枚紙資料による事前協議を導入します。
4. 事後申請についても、JICA が申請内容について確認を行い、設計変更を承認できない場合は手直し(入札図書どおりの施工)を求める場合があります。
5. 事後申請における変更金額についても JICA は確認を行います。承認される金額は申請額と同額とならない場合があります。
6. 事後の申請内容が軽微ではないと判断される場合には、JICA は受注コンサルタントに対し、事後の大幅な変更としての手続きを求める場合があります。
7. 事前承認を得る場合においても、受注コンサルタント及び JICA 両者の合意が得られれば(施工業者の了解取り付けが前提)、金額の確認等を事後として、当該部分の施工着手を可とします。
8. 大幅な変更(事前承認)の場合は、承認段階で変更金額の支出(又は戻入)が確定しますが、軽微な変更(事後申請)の場合には、承認時に各変更項目の金額を確認したうえで、

毎回変更契約を行わず、最終的な軽微な設計変更承認合計金額について残余金及び予備的経費(該当案件のみ)の残額の範囲内で支出が決定されます。

9. 上記において、途中別途契約変更を行う場合には、軽微な変更承認済み項目を併せて変更契約する事が出来ます。
10. 事前事後を問わず、申請は同時に複数行うことを可能ですが、様式 2 は変更項目ごとに作成することが必要となります。
11. 事前協議・事後申請の際には、設計変更概要表もあわせて提出をお願いします。作成の際には、以下の事項に注意の上、受注コンサルタントの技術的見解に記載した事項を簡潔にまとめてください。
  1. すべての項目を記載するのではなく、以下のとおり変更について比較を行う欄のみ記入する。
    - ア. 概略設計と詳細設計の比較時の設計変更:「a.概略設計(O/D)」及び「b. 詳細設計(D/D)」
    - イ. 施工段階の設計変更:「b.詳細設計(D/D)」及び「d.変更後」
    - ウ. 調達段階での設計変更:「c.契約時」及び「d. 変更後」
  2. 金額については、
    1. O/D-D/D 比較:事業費の記載を変更することになるが、表外に以下ア、イの金額も併せて記載すること。「金額」及び「金額の増減」については、直接工事費のみではなく、当該変更に伴う間接費等の変更・為替変動も記載すること。
      - ア.「その他の変更に伴う金額の変更」:  
「大幅な設計変更」である「1.変更項目」以外の変更によって生じた金額の変更
      - イ.「為替変動分」:  
全ての事業費の変動分のうち、為替変動分
    2. 契約締結後:契約金額の変更を伴うものについて記載すること。
12. 設計変更の申請手続きは、以下の別紙に記載してあります。なお、別紙の設計変更内容区分も参考の上、申請するようにしてください。

#### 【参照資料】

1. 設計変更申請手続き
2. 設計変更内容区分
3. 設計変更の際に適用する単価、為替レート

## 設計変更申請手続き

### (1) 大幅な設計変更(事前承認)の場合

- ①. 受注コンサルタントは、正式な申請書を作成する前に別添の様式1「大幅な設計変更の申請及びコンサルタントの技術的見解(事前協議用)」を作成しJICAに報告・相談をする。また、JICAからの指摘、コメントに基づき不足情報を整理し、JICAの内諾を得たうえで正式申請を行う。
- ②. 変更金額及び積算根拠について、JICAは事前に確認を行う。
- ③. 事前の調整に時間を要する場合において、調整未了事項を明確にし、前提条件を双方合意できる場合には、当該部分の施工着工を可とする。この場合、JICAは施工着手の承認を文書で通知し、コンサルタントは調整未了事項の調整、確認後に正式申請を行うこととなる。
- ④. 正式申請を受けて、JICAは決裁後、変更の承認を文書により通知する。

### (2) 軽微な設計変更(事後申請)の場合

- ①. 受注コンサルタントは、自身の判断と責任において変更内容を軽微とする場合には、当該部分の工事着手後1カ月以内に別添の様式2「軽微な設計変更の申請及びコンサルタントの技術的見解(事後申請用)」で変更申請を行うことができる。
- ②. 申請の提出については月報の報告時に合わせて行うことで問題ないが、月報に綴じ込むことはせずに、別紙として提出する。
- ③. JICAは申請内容についてコンサルタントから状況説明を受け、変更内容が承認し得るものであり、かつ軽微である場合には決裁後承認を文書により通知する。
- ④. JICAは、金額の変更を伴う場合のみならず、業者側が当初契約額内での対応を了承し金額変更のない場合でも、積算の根拠と変更金額について確認を行ったうえで承認する。
- ⑤. やむを得ず積算根拠の提出が遅れる場合には、本申請書提出2週間後又は竣工期限の2か月前(予備的経費試行案件で、特定資材の価格調整を行う場合は3ヶ月前)のどちらか早い時点までに、積算根拠を提出し、JICAの承認を得ることが必要。
- ⑥. JICAは、申請内容が軽微ではないと判断される場合には、受注コンサルタントに対し大幅な変更(事後)として手続きするよう指示する。
- ⑦. 受注コンサルタントは、軽微な設計変更として承認された項目を別添の様式3「軽微な設計変更の最終段階での申請・報告」に蓄積する。コンサルタントは、竣工期限の2ヶ月前(予備的経費試行案件で、特定資材の価格調整を行う場合は3ヶ月前)までに、それまでの承認内容を一覧にして、様式3を提出し、JICAは残余金及び予備的経費(該当案件のみ)の残額の範囲内において支出を決定する。

以上

## 設計変更内容区分

### (1) 大幅な設計変更（事前承認が必要な内容）

- ① 外見上一見して当初計画と異なる建物・施設の変更
- ② サイト（位置・場所）の変更。建設場所、機材設置場所等の変更
- ③ 建物・施設の主要な構造や強度の変更
- ④ 建物・施設の総面積、規模、又は、船舶の重量の変更
- ⑤ 主要機材の規格または数量の変更
- ⑥ 設計図書にある項目を削除する場合、または新たな項目を追加する場合
- ⑦ 入札図書からの仕様の変更（材料、出来形）

### (2) 軽微な設計変更（事後申請が適切と判断された内容）

- ① 規格の変更
  - ・ 仕様書において JIS 規格とされていた鉄筋等を、品質に問題のない前提で BS や EN 規格の同等製品に変更する。径の変更が伴う場合には、必要に応じてピッチの調整を併せて行う。
- ② 現場合わせ、現場調整
  - ・ 配管埋設位置を現場の状況に鑑みて数メートルずらす。
  - ・ 建物エントランス全廊下と前面道路とのレベル調整のために、階段を一段追加する。
- ③ 施主の使い勝手からの細部の変更要望
  - ・ 理科実験室の実験機の台下荷物置き棚の位置及び大きさを変更する。
  - ・ 地中梁人通孔の寸法を、人の通行を容易にするため 500mm から 600mm に変更（構造的に問題のないことを確認）
- ④ 井戸掘削案件
  - ・ 失敗した場合の代替サイト及び順番が事前に決められており、事前に承認している方針に沿ってサイトの位置を変更する場合。（点水源型井戸）
- ⑤ 現地の調達事情の変化
  - ・ 仕様書通りのサイズの材料が入手できなくて、タイル、レンガ等のサイズを変更する。（材料の品質は確保される前提）
  - ・ 製造中止に伴う後継機種への変更（機材仕様書に適合又はそれ以上）
- ⑥ 入札図書の仕様と同等又はそれ以上の変更内容で、受注業者からの提案（増額はしない）
  - ・ 外部梯子の材質を SUS304 から SUS304+ゴムに変更する。

### 設計変更の際に適用する単価、為替レート

無償資金協力<sup>i</sup>における設計変更の際の予定価格の積算に適用する単価、為替レートは以下を原則とします。

#### 1. 施設

- 1) 既存工種<sup>ii</sup>については、詳細設計時の積算単価を用いる。
  - 2) 新規工種については、設計変更時に単価を設定する。
- 1)、2)ともに為替レートは、数量が増となる場合は、設計変更時から過去3ヶ月の平均レートを詳細設計時と同一の方法で算出する。また、数量が減となる場合は、詳細設計時の適用レートを用いる。
- 1) については、当該変更に係わる共通費<sup>iii</sup>を加えた額に落札率を乗じる。
  - 2) については、当該変更に係わる共通費にのみ落札率を乗じる。

#### 2. 機材

- 1) 既存機材については、契約の単価を用いる。
  - 2) 新規機材については、設計変更時に単価を設定する。
- 1)、2)ともに為替レートは、数量が増となる場合は、設計変更時から過去3ヶ月の平均レートを詳細設計時と同一の方法で算出する。また、数量が減となる場合は、詳細設計時の適用レートを用いる。
- 1) については、単価、共通費ともに落札率を乗じない。
  - 2) については、当該変更に係わる共通費にのみ落札率を乗じる。

	施設		機材	
	既存工種	新規工種	既存機材	新規機材
単価	詳細設計時の積算単価	新たに単価を設定	契約単価	新たに単価を設定
為替レート	数量が増となる場合：設計変更時点から過去3ヶ月の平均レート 数量が減となる場合：詳細設計時の適用レート			

落札率	当該設計変更に係わる共通費を加えた額に落札率を乗じる	当該設計変更に係わる共通費にのみ落札率を乗じる	-	当該設計変更に係わる共通費にのみ落札率を乗じる
-----	----------------------------	-------------------------	---	-------------------------

なお、予備的経費試行案件は、上記積算方法によらず、予備的経費試行運用ガイドライン、マニュアルに則った対応を取る。

以上

<sup>i</sup> 一般プロジェクト無償資金協力及び調達代理方式無償資金協力を対象とする。

<sup>ii</sup> 工種とは、国土交通省発行の「新土木工事積算大系用語定義集」による体系階層のレベル2のことを示す。

<sup>iii</sup> 共通費とは、土木案件、建築案件においては、共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費等から構成され、共通仮設費（積み上げ分）については、落札率を乗じる対象とならない。また、機材案件については、一般管理費等を示す。